



転入・転出 手続きはお早めに！



問 市民課
市民窓口係
☎24-5341

3月・4月は、就職や進学、転勤などで住所を移転する人が多くなります。

住所や世帯などに変更があった場合は、市役所市民課または白沢総合支所市民福祉課の窓口へ届出をしてください。

住民異動の主な届出

■正しく届出をしましょう

正しい届出をしないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられません。また、選挙ができなかったり、子どもの予防接種や、小中学校への入学手続きなどにも影響が出たりします。住所が変わると、住所変更の届出のほかに、国民年金や児童手当などの手続きも必要になります。

■住民異動の届出人

住民異動の届出は、本人が同一世帯の人のみ可能です。それ以外の人が届出をする場合は、委任状が必要になります。

■本人確認書類が必要です

他人になりすまし、国民健康保険証や印鑑登録証などを不正に取得することを防ぐために、届出される人の本人確認が必要になります。

運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの証明書をご持参ください。

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入 (市内へ来られたとき)	転入した日から 14日以内	・転出証明書 ・印鑑 ・通知カードまたはマイナンバーカード ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証など
転出 (市外へ出られるとき)	転出する前	・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証など
転居 (市内での異動のとき)	転居してから 14日以内	・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・通知カードまたはマイナンバーカードなど
世帯主変更届 (世帯主を変えたいとき)	変更があった日 から14日以内	・国民健康保険被保険者証など

※転入・転出・転居などの届出の際、届出者の本人確認が必要になりますので、運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明書をお持ちください。

■窓口の受付時間

午前8時30分から午後5時15分
平日のみ（祝日を除く）

※毎週月曜日に、市役所市民課市民窓口係の窓口業務を午後7時まで延長していますが、延長した時間（午後5時15分～7時）は、住民票や各種証明書の発行を行っており、各種住民異動の届出（転入・転出・転居・世帯主変更の届出など）の業務は取り扱っていませんのでご注意ください。

これからの異動の時期、週始めや金曜日、昼休みなどは大変込み合います。

込み合う時間帯を避けるか、余裕を持ってご来庁ください。

☑引越しに関する届出・申請チェックリスト

- 国民年金加入・喪失届 各種障がい者手帳の住所変更
- 国民健康保険の加入・喪失届 水道の開閉栓の受付
- 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
- 後期高齢者医療高額医療費申請
- 児童手当の認定申請・消滅届
- 子ども医療費受給資格登録申請・返還
- 所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付
- 転入転出に係る重度障がい者医療費受給資格の申請
- 通知カード・マイナンバーカードの住所変更

